平15.1.1以後開始連結事業年度における中小連結法人の試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連事年 結業度 法人名

御注意 二三(旧別表六の二三)を御使用ください。 平成14年12月31日以前開始連結事業年度分については、平成15年改正前の法人税法施行規則別表六の平成14年12月31日以前開始連結事業年度分については、平成15年改正前の法人税法施行規則別表六の

\bigcap	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二田付表ー 「1」の合計)	1	円	前期繰越分に係る税額控除の判定基準となる試験研究費の額の計算						
中小連結法人の試験研究				当	当該連結事業年度の判定基準試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五付表一「25」の合計)					円
	中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 額 $(1) \times \frac{15}{100}$	2			連結親が異	判定基準	基試験研究費の (前期の(10))	額の合計額	11	
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二) 「7」又は別表一の二(二)「2」)	3		事業年度の判定基準試験研	法人事業年度の異なる場合		連結親法人事業年 結親法人事業年		12	
						改定判定	基準試験研究費の (11) × (12))額の合計額	13	円
費の税	当 期 税 額 基 準 額 $ (3) \times \frac{20}{100} $	4			連結親法人の 関がない場合	「各中/ は他(基準試験研究費の額の合計額 各中小連結法人の前事業年度又 は他の前連結事業年度の月数調 を後の試験研究費の額の合計 基準試験研究費の額の合計額 (前期の(10))		14	
額控除	当 期 分 の 特 別 控 除 額 ((2)と(4)のうち少ない金額)	5			上記 以外 外	判定基準			15	
						事業年度 事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除	額	翌期繰越額(16)-(17)
前	差引当期税額基準額残額(4)-(5)	6		繰越中小連	平平平		16 (別表六の二四付表 円 二「36」)	17	円	18
期操	繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (組のの計)	7		結法人税	平平		(別表六の二臼付表 二「36」)			一 円
越分	同上のうち当期控除額 ((6)と(7)のうち少ない金額) (10)≦((13、(4)又は(15))の場合は0)	8	額控除限		計		(8)			
//				度超過	当	期 分	(2)	(5)		
法	人 税 額 の 特 別 控 除 額(5)+(8)	9		額の計算	合	· 計				

別表六の二(五)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第 7項又は第8項《中小連結法人の試験研究費の額 等に係る法人税額の特別控除》の規定の適用を受 ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後 の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受 けようとする場合にも、この明細書を提出しなけ ればなりませんので、御注意ください。 2 <u>当該連結親法人事業年度の月数</u> 12 前連結親法人事業年度の月数 12 記載に当たっては、月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数は1月とします。